平成２９年度　地域連携プロジェクト実施報告

# 市貝町まちづくり参画実践プロジェクト


**コミュニティデザイン学科　研究代表者 中村祐司**

**研究協力者** 神林泰暢、青木美緒、稲葉克志


**学生参加による第9回（2017年4月12日）・第10回（同年5月18日）の市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会の議論内容（一部）**

| 会　議　録 | | | |
|---|---|---|---|
| 会議名 | 第９回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会 | | |
| 日　時 | 平成 29 年 4 月 12 日（水）17:00～19:00 | | |
| 場　所 | 市貝町役場２階大会議室 | | |
| 出席者 | 部会員 10 名<br>事務局３名 | | |
| 傍聴可否 | 可 | 傍聴者 | 0 名 |
| 会議次第 | 1　開会<br>2　部会長あいさつ<br>3　議題<br>（1）中間報告を受けての議会からの意見について<br>（2）次回（5／18（木）第 10 回作業部会）の議題について<br>4　その他<br>5　閉会 | | |

**会　議　内　容**

1　開会：事務局

2　部会長あいさつ

今まで意見を絞りに絞ってきた。議会の承認が得られるように個人の意見を共有して、どのような形で考えていくか丁寧に議論し検討会にあげていきたい。宇都宮大学の学生さんも新たに交えて意見を出し合っていきたい。

3　議題

（1）中間報告を受けての議会からの意見について

**部会長**　第１章では基本的な事柄を述べ、位置づけとして重要な部分である。自治基本条例をもとに振興計画を作り、町をよくしていく条例にする。誠意をもって議員さんの意見を対応していきたい。条例では、町民がまちづくりに関する基本的事項を共有し町民がまちづくりの主役であるとし、町の機関で行うことにしなかった。
住民投票において、町民の意味を広くとり、町内に住んではないが企業で働いている方にも市貝町のまちづくりに関わって欲しい。総合計画づくりも町外からの方も巻き込んで行いたい。

**部会員 a**　今の条例では、議員は責務として住民の意見しか聞かないと、とらわれかねない。町民から議員を選んでいないので、議員への意見を言うことができない文言になる。町外の方への意見もお聞きして反映できるようにすべきだが、住民と書いてしまうと狭い閉鎖的な状況になってしまう。全ての条例で、町民の定義に基づいて運営していかないというのは、横暴になってしまうのではないか。
自治基本条例は、行政と住民同士の関係性を見直すための条例である。議員が考える住民主体と、住民が考える住民主体には違いがある。

**部会長**　議員は複数の立場であり、住民は個人になり、押しつけをせず、議員は調整役として改善させ吸収し、工場での発展や環境問題、町の発展に関わり考慮してほしい。町民としてしまうと反発が出てくる可能性がある。

（2）次回（5／18（木）第 10 回作業部会）の議題について
- 住民の意見を取り入れるべく、町の対応として報告書を回覧し、意見収集を行う。
- シンポジウムの意見交換の場を５月下旬～６月上旬の土曜に開催する。
- 第 11 回作業部会は、6／28（水）に開催予定。

4　その他（事務局）

「いちかいまち」の頭文字６文字のカテゴリーと文章について、議会でも決めてもらえるように検討していく。

「い」生物・自然
いちかい町は、タカの仲間の『サシバ』が飛来する豊かな自然に恵まれています。

「ち」伝統文化
ちいきの中には、武者絵をはじめとするたくさんの伝統が根付いています。

「か」観光
かず多くの人を魅了する芝ざくら公園のほかにも楽しめる場所がたくさんあります。

「い」情報・特産品
いま、を発信する道の駅サシバの里いちかいには新鮮な野菜や加工品が多くあります。

「ま」景観
まちの豊かな自然がもたらす景観が多くあります。

「ち」人間性
ちょうみんのみんなが礼儀正しく、元気にあふれるまちです。

5　閉会

以上、会議の概要について記録いたします。

**会議の様子**

| 会　議　録 | | | |
|---|---|---|---|
| 会議名 | 第 10 回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会 | | |
| 日　時 | 平成 29 年 5 月 18 日（水）17:00～19:00 | | |
| 場　所 | 市貝町役場２階大会議室 | | |
| 出席者 | 部会員 15 名<br>事務局３名 | | |
| 傍聴可否 | 可 | 傍聴者 | 0 名 |
| 会議次第 | 1　開会<br>2　部会長あいさつ<br>3　議題<br>（1）意見募集の結果について<br>（2）逐条解説(案)の検討について<br>（3）自治基本条例フォーラム第２部パネルディスカッションのテーマについて<br>（4）次回（6／28（木）第 10 回作業部会）の議題について<br>4　その他<br>5　閉会 | | |

**会　議　内　容**

1　開会

2　部会長あいさつ

丁寧に条文を作ってきまして、議員の皆様にご理解いただき、住民の方にも働きをかけ、6/3に自治基本条例フォーラムを実施する流れになり、柔軟にしっかり意見を聞いて進めていきたい。自治基本条例という大事なところに学生がたくさん集まり議論できる場として貴重な機会となり嬉しく思います。

3　議題

（1）意見募集の結果について

部会長　前文１として、何十年も続くものであり、真岡市の条文前文も参考にし、解説のなかで例示として設けていた。慎重姿勢で最高法規だとかは前文には記載していない。
真岡市の先例は参考になるが読みやすさということも重要である。

**部会員 a**　確かに真岡市は大変参考になるが、市貝町は、堅苦しくない言葉で条文をまとめていこうと決めていた。

部会長　堅苦しい文章になりがちなところは、解説のなかで進めていきたい。
第１条では前回も検討したが、振興計画が作られていることを踏まえ作られている。素案については、義務付けるのを避け、みんなで自主的なことを打ち出していくようににじませている。
第２項についての住民の定義についても議論してきた内容になりますが、市貝町に住んでいない人も含めてと対応してきた。
第２章の権利と責任の使い方についても慎重に行っていかなければならない。弱い表現である責任という言葉を用い、債務という言葉は金銭的なイメージもあるので無理なく使わない方向で進めていく。

部会長　スペースの空いているところは、子ども向けにメモ欄でもいいのではないか。また、一言付けたし、その後の流れは各個人のコメントを書いてもらうスペースでも良い。

**部会員 g**　バランスよく空欄を埋めるというよりは、質問のあるところ、聞きたいところ、考えさせる条文があるときに、空欄を多めに設けるのはどうか。

**部会員 e**　色盲の方も対象に、資料のなかのバリアフリーとして色のニュアンスが青に黒色だと黒色になってしまう。色の配色も気にかけていかないといけない。

部会長　色については、調べて薄い水色はどうか。また、デザインとして余白が多く、そのなかに文字がポツンとあるデザインもインパクトはある。

**部会員 d**　まるまる空いているページでピックアップした質問を載せていくのはどうか。

**部会員 f**　大きさはA4にするか。またポイントの中身が後半になるにつれ、だんだん難しくなっている。

部会長　１条ずつ質問欄があってもよい。質問を受けていろいろ検討していきたい。

**部会員 d**　１条ずつだとしつこくなるので、最後にまとめて書くのはどうだろうか。

部会長　意見の集約するためにも、宿題として次回までにアイディアを求めてみます。

（3）自治基本条例フォーラム第２部パネルディスカッションのテーマについて
「（市貝町の知識を抜かして）自治基本条例を作った後、具体的にまちづくりで何を進めていきたいか。」

（4）次回（6／28（木）第 10 回作業部会）の議題について
逐条解説とデザイン(用紙の大きさ・レイアウト)についての意見交換

4　その他（事務局）

5　閉会

以上、会議の概要について記録いたします。

**会議の様子**

## 学生参加で作成した市貝町自治基本条例逐条解説案の内容（一部）

### サシバの里いちかい基本条例
### 逐条解説（案）

**目　次**


前文
第１章　総則　～全体を通したきまり～
　第１条　目的　～なぜこの条例をつくるのか～
　第２条　定義　～言葉の意味を決めること～
　第３条　条例の基本理念と原則　～条例の基本となる考え方と決まり～
　第４条　位置づけ　～どのような位置づけなのか～
第２章　権利と責任　～認められる権利と果たすべき責任～
　第５条　町民の権利　～町民ができること～
　第６条　町民の責任　～町民が果たさなければならないこと～
　第７条　議会・議員の責任　～議会や議員が果たさなければならないこと～
　第８条　町の責任　～町が果たさなければならないこと～
第３章　行政　～町が行う仕事や業務～
　第９条　総合計画　～町政運営の指針となる計画～
　第10条　行政評価　～町政が適正に運営されているかの評価～
　第11条　財政運営　～町の財布～
　第12条　危機管理　～災害などへの備え～
　第13条　情報公開と個人情報の保護　～町が持っている情報の公開～
第４章　参画と協働　～すべての町民が参加し、協力し合う～
　第14条　参画と協働　～すべての町民が参加し、協力し合う～
　第15条　こどもの参加　～こどもたちがまちづくりに関わる～
　第16条　町民からの意見の広聴　～町民の考えを広く聴く～
　第17条　住民投票　～住民の意思表明の方法～
第５章　連携と交流　～垣根を超えた、人々や場所との交流～
　第18条　連携と交流　～垣根を超えた、人々や場所との交流～
第６章　まちづくり　～これからのまちをどうしていくか～
　第19条　まちづくり　～これからのまちをどうしていくか～
第７章　条例の見直し　～いつでも身近な条例であるために～
　第20条　条例の見直し　～いつでも身近な条例であるために～


**サッちゃんのココがポイント**
- ☞ 全7章の20条構成となっています。
- ☞ すべての章、条に副題を設け、わかりやすく、親しみやすいものとしています。

**前　文**

「イッちゃん、カイちゃん、今日は『いちかいまち』のことについてお話をするね。」

「い」ちかい町は、タカの仲間の『サシバ』が飛来する豊かな自然に恵まれています。（自然・自然）

「ち」いきの中には、武者絵をはじめとするたくさんの伝統が根付いています。（伝統文化）

「か」ず多くの人を魅了する芝ざくら公園のほかにも楽しめる場所がたくさんあります。（観光）

「い」を発信する道の駅サシバの里いちかいには、新鮮な野菜や加工品が多くあります。（情報・特産物）

「ま」ちの豊かな自然がもたらす景観が多くあります。（景観）

「ち」ょうみんのみんなが礼儀正しく、元気あふれるまちです。（人間性）

「ぼくたちは、なんでいちかいまちにやってくるの？」

市貝町の北部地区には、谷津田やその周りには美しい里地里山の風景があります。谷津田や里地里山には、サシバのえさとなる多種多様な生き物たちが住んでいて、サシバは安心して子育てをすることができるのです。そのほかにも多田羅沼（たたらぬま）や竹内・見上地区などはまさに動植物の宝庫（ほうこ）で、サッちゃんのような鳥類ひとつを例にとっても、これまで140種類もの鳥が確認されているのです。まちを流れる小貝川などの多くの川にも、多くの生き物たちが住んでいるのです。

「たくさんの魅力があるんだね！ところで、まちのひとたちはどんな生活をしているの？」

「とっても魅力的なまちでしょう。自然だけじゃなくて、観光や文化も楽しめるまちなのよ。」

国指定重要文化財の入野家住宅や古墳、城跡など数々の史跡が残っており、歴史上名を馳せた武将を勇壮に描いた武者絵は、歴史と文化のまちの象徴です。
本州で最大級の面積を誇る芝ざくら公園や都市との交流を盛んに行っている観音山梅の里も、地元の人たちの努力で毎年多くの人が訪れるとっても魅力的な場所になっています。また、道の駅サシバの里いちかいでは、市貝町で栽培された新鮮で栄養価の高い農作物や、丹精込めて造られた加工品など多くの特産品が並び、まちの情報発信の基地としても機能しています。

「たくさんの魅力があるんだね！ところで、まちのひとたちはどんな生活をしているの？」

市貝町の北部地区には、谷津田やその周りには美しい里地里山の風景があります。谷津田や里地里山には、サシバのえさとなる多種多様な生き物たちが住んでいて、サシバは安心して子育てをすることができるのです。そのほかにも多田羅沼（たたらぬま）や竹内・見上地区などはまさに動植物の宝庫（ほうこ）で、サッちゃんのような鳥類ひとつを例にとっても、これまで140種類もの鳥が確認されているのです。まちを流れる小貝川などの多くの川にも、多くの生き物たちが住んでいるのです。

「とっても魅力的なまちでしょう。自然だけじゃなくて、観光や文化も楽しめるまちなのよ。」

国指定重要文化財の入野家住宅や古墳、城跡など数々の史跡が残っており、歴史上名を馳せた武将を勇壮に描いた武者絵は、歴史と文化のまちの象徴です。
本州で最大級の面積を誇る芝ざくら公園や都市との交流を盛んに行っている観音山梅の里も、地元の人たちの努力で毎年多くの人が訪れるとっても魅力的な場所になっています。また、道の駅サシバの里いちかいでは、市貝町で栽培された新鮮で栄養価の高い農作物や、丹精込めて造られた加工品など多くの特産品が並び、まちの情報発信の基地としても機能しています。

市貝町は、豊かな里山で栽培される米のほか、トマト、アスパラガスなどの野菜や梨などの果樹の栽培も盛んに行われています。また、酪農をはじめとする畜産業も盛んに行われています。
農業や酪農が盛んなだけでなく、町の南部には赤羽工業団地があり、たくさんの人が働いています。

「市貝町のことがわかったかな？」

「よくわかったよ！こんな市貝町がずっと続いていくためにはどうすればいいのかなぁ？」

「そのためには、今住んでる人も、これから来てくれる人も、みんなが安心してこの町にずっと住んでいきいきと生活をしていけるようにルールをつくらなくちゃいけないね。」

ここに、私たちは、まちづくりに関する基本的事項を共有し、町民が町づくりの主役であることを認識し、愛と感謝に満ちた美しく住みよい市貝町を築いていくため、この条例を定めます。

**サッちゃんのココがポイント**
- ☞ 町の状況、この条例をつくることになった背景、目的などを簡潔に表現しています。
- ☞ 通常の条例に「前文」が設けられることはほとんどありませんが、自治基本条例が「自治体の憲法」と呼ばれていることから、日本国憲法にならって前文を設けています。

**第１章　総則　～全体を通したきまり～**

（目的　～なぜこの条例をつくるのか～）
第１条　この条例は、市貝町のまちづくりに関する基本的な事項を定めてあります。

2　町民、議会、町が果たさなければならない責任や持っている権利を明らかにして、町民が参画・協働し、誰もが住みよい町を創り上げることを目的とします。

**サッちゃんのココがポイント**
- ☞ なぜこの条例をつくるのか、その狙いを簡潔に表現し、まちづくりの主体となる人たちの羅針盤となる条例であることを表現しています。

（定義　～言葉の意味を決めること～）
第２条　この条例の中の用語の意義を次のように定めます。
（1）町民
ア　町内に住所を有する人をいいます。
イ　町内で働く人、在学する人、町内において事業活動その他の活動を行う人や団体をいいます。
（2）議会
選挙によって選ばれた議員からなる組織をいいます。
（3）町
町長、町を運営するために必要な執行機関をいいます。
（4）こども
１８歳未満の町民をいいます。
（5）参画
まちづくりの政策などの企画立案の段階から主体的に関わり、責任をもって行動をすることをいいます。
（6）協働
町民、議会、町が対等な関係で目的を共有し、相互の責任と役割のもと連携協力して行動することをいいます。
（7）コミュニティ
町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として結ばれた自治会、ボランティア・市民活動などの組織、集団をいいます。

**サッちゃんのココがポイント**
- ☞ この条例の中の言葉の意味を決めることで、すべての人が共通の認識のもと条例を読むことができます。
- ☞ たとえば「町民」は、市貝町に関わる人の多くがまちづくりに参加できるように広い意味となっています。

**2017年6月3日市貝町自治基本条例フォーラムのチラシ（全戸配布。パネリストの一人は学生）**

**『広報いちかい』2017年7月号**

**『広報いちかい』2017年10月号**

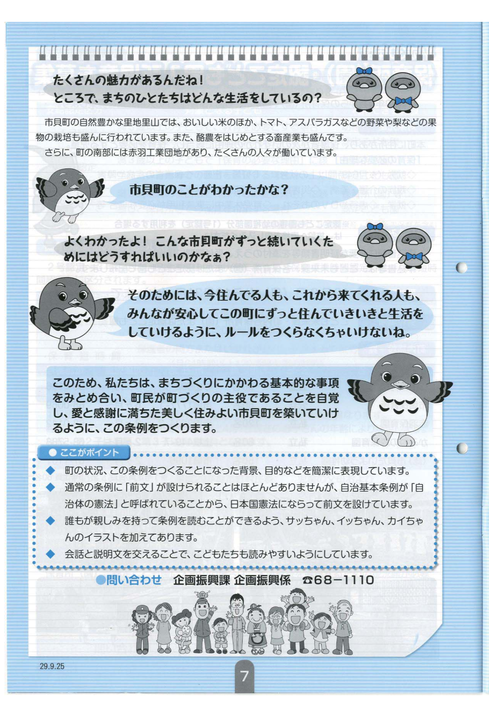


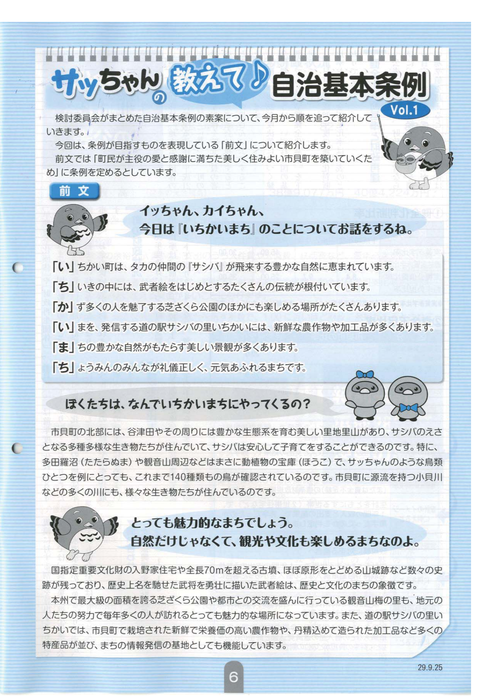


**『広報いちかい』2017年11月号**

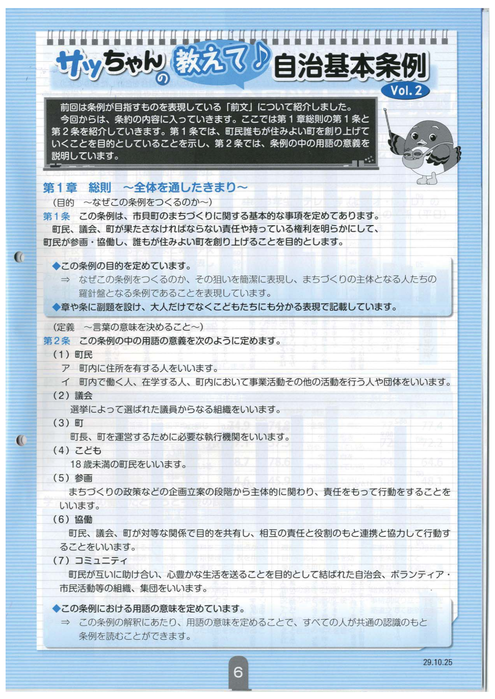

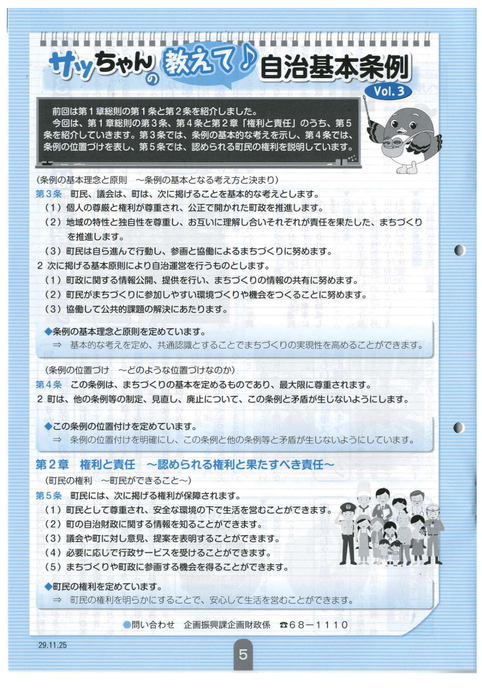
**『広報いちかい』2017年12月号**